

公益社団法人西海市シルバー人材センター

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人西海市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、センターの事務局長が役員を兼務する場合は、役員としての報酬は支給しない。

- 2 非常勤役員の報酬は無報酬とする。
- 3 役員には、賞与及び退職手当は、支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月報は、別表1に定める金額の範囲内とし、理事会の承認を得て、上程するものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日、支給方法は別に定める公益社団法人西海市シルバー人材センターの職員給与規定を準用するものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、別表第2に基づきこれを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成26年6月20日定時総会議決)

この規程は、平成26年度総会から施行し、平成26年7月1日より適用する。

附 則 (平成29年6月22日会議決)

この規定は、平成29年度総会から施行し、平成29年7月1日より適用する。

別表 1 常勤役員の報酬月額

理 事 長	100,000円の範囲内とし、別途、通勤手当を支給する。なお、支給額については職員の例による。
-------	---

附 則

この規定は、平成26年度総会の日から施行し平成26年7月1日適用する。

附 則

この規程は、令和6年5月17日から施行する。

別表 2 費用の額

(1)非常勤役員の管内職務にかかる費用（交通費含む） 理事会・監査等出席	2,500円
(2) 管外職務に係る費用	センターの出張旅費規定に定める金額
(3) その他の職務に係る費用	実 費
(4) 安全パトロール時に係る費用	1,300円

附 則

この規定は、平成29年度総会の日から施行し平成29年7月1日からする。